

令和8年度 第2回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和8年7月30日（木） 15：30～17：30

2. 場 所

富山労働総合庁舎 6階小会議室 601

3. 出席者

公 益 代 表 委 員 両角部会長、柳原部会長代理、吉田委員

労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員

使用者代表委員 寺山委員、野中委員

事 務 局 稲葉労働基準部長、三鍋賃金室長、山田賃金室長補佐

4. 議事次第

(1) 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）

(2) 労使各側の基本的主張について

(3) 金額審議

(4) その他

5. 資 料

別添のとおり

6. 議事内容

〔山田賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、第2回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、使用者代表の広上委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を両角部会長にお願いいたします。

〔両角部会長〕 それでは、令和8年度第2回富山県最低賃金専門部会の議事に入ります。

本日は2回目の部会審議ですが、全会一致での結論を目指し、合意形成に向け御協力をお願いします。

なお、第1回専門部会でお示したとおり、公労使三者での審議・議事録は公開とします。

また、公労・公使での二者審議は非公開とします。

まず議事に入る前に中央最低賃金審議会会長からビデオメッセージが届いているとのことです。昨年は視聴していませんが、金額審議に当たっては、公益委員見解の趣旨を理解することが重要だと思いますので、今年度は視聴したいと思います。時間は12分から13分程度と聞いておりますので、よろしくお願いします。

（中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージを放映）

「

[戎野会長代理] 中央最低賃金審議会会長代理の戎野です。

今年度も、目安の位置付けの趣旨や中央最低賃金審議会が取りまとめた令和8年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長が伝えるべきところですが、今年度は諸般の事情により会長代理である私からお伝えする形となりました。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただく機会となればと思います。

まず最低賃金の位置付けです。最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申を尊重して各都道府県労働局長が決定するものであります。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げますと次のとおりであります。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっています。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されています。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっています。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議が求められており、近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正であります。

2点目は目安の位置付けです。

令和5年全員協議会報告や、令和8年度目安小委員会報告に記載しているとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で決定することが望ましいと思います。

3点目は令和8年度の目安のポイントです。

今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明したいと思います。

今年度の目安については、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で6回に亘って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて申し上げます。

まず労働者の生計費について、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に、昨年度の審議で、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み参照した、頻繁に購入する品目や1か月に1回程度購入する品目、食料、基礎的支出項目などの指標について、今年度も引き続き参照し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状

況について総合的に評価を行っていく必要があると判断いたしました。

こうした中、消費者物価指数については、持家の帰属家賃を除く総合、食料、基礎的消費支出、1か月に1回程度購入する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していると判断いたしました。

次に、賃金についてです。連合、経団連、日商の調査結果では、昨年に引き続き高い水準となっていることを確認いたしました。

また、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査では、第4表①②③における賃金上昇率はいずれも昨年の結果を上回っております。大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られます。一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続していると判断いたしました。

最後に、通常の事業の賃金支払能力についてです。個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけですが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、売上高経常利益率や従業員一人当たり付加価値額の動向等も確認いたしました。その際、企業の利益が改善の傾向にあること、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっていることは考慮すべきであるものの、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在していると考えました。また、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意いたしました。

今年度示した目安について、これまで述べてきましたように、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すに至りました。生計費については、昨年度に引き続き、消費者物価が上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が高いことに着目しましたが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮いたしました。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮いたしました。また、売上高経常利益率など賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることを考慮いたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意すると、目安額は、全国加重平均としては、今年度は4.9%、55円を基準として、ランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、地域間格差の是正が盛り込まれているほか、そもそも目安が全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであることに鑑み、中央最低賃金審議会として、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率がCランクとBランク

が同率となり、Aランクよりも高くなっていること、第4表①②③における、AランクとBランク、BランクとCランクの差が昨年より拡大していることなどを考慮しますと、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当と考えました。

これらのことを考慮した結果として、具体的には、Aランク 54 円・4.5%、Bランク 56 円・5.2%、Cランク 56 円・5.4%としたところであります。

なお、公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめています。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれていますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参照していただければと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、今後労働局には伝達されると承知しているので、適宜参考にしていただきたいと思います。

4 点目は目安協のとりまとめについてです。

中央最低賃金審議会では、昨年度の地方での審議結果を踏まえ、令和8年6月23日に目安制度の在り方に関する全員協議会において、令和8年度以降の審議に向けて論点と考え方の整理を取りまとめました。地方最低賃金審議会には、ここに記載の対応方針を丁寧にお読みいただき、これを踏まえた審議を行うことを改めて要望いたします。

最後にこれまで述べてきましたように、目安額を示すに当たりましては、様々な資料やデータに基づいて、公労使で真摯な議論を重ねてきたところであります。中央最低賃金審議会及び目安小委員会の議論も参考に、地方最低賃金審議会の審議においても、地域のデータ等に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目し、見守っていききたいと思います。

〔両角部会長〕 ビデオメッセージは以上の内容です。

まず、議事1の令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について事務局から説明をお願いします。

〔三鍋賃金室長〕 賃金室長の三鍋でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、7月28日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに答申がありましたので伝達させていただきます。

先ほど、中賃会長代理からのビデオメッセージを御覧いただきましたので、説明は簡潔にさせていただきます。

通し番号1ページ、資料No.1を御覧ください。こちらに答申文をお付けしております。

まず、記1に、目安については、意見の一致をみるに至らなかった、記2に、地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解（別紙1）及び目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとあります。3以下は省略いたします。

次に通し番号 3 ページ、別紙 1 の 公益委員見解を御覧ください。

富山県が属する B ランクの引上げ額の目安は 56 円です。

続きまして、2 (1) に、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針 2026 に配意し、最賃法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきたとし、以下、ア、イ、ウに 3 要素に関するデータが記載されています。

次に通し番号 8 ページ、エの各ランクの引上げ額の目安を御覧ください。

下から 2 行目に、この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費について、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）、頻繁に購入する品目、食料、基礎的支出項目、1 か月に 1 回程度購入する品目は、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していること、②賃金については、連合、経団連、日商の改定結果はいずれも昨年に引き続き高水準となっており、賃金改定状況調査結果として第 4 表①②③の賃金上昇率は、昨年以上回る水準の引上げとなっていること、③通常の事業の賃金支払能力は、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきであるとしています。しかしながら、価格転嫁率、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差、中東情勢の影響についても留意する必要があるとし、これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価指数が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要があるとしています。これらを検討した結果、全国加重平均 4.9%、55 円を基準として検討することが適当と考えられるとしています。

次に、ページ飛びまして、14 ページを御覧ください。

別紙 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告について説明します。

まず、「2 労働者側見解」について、今年の春闘では、5%を上回る賃上げ、有期・短時間・契約等労働者では 6%台の賃上げが実現し、賃上げと最低賃金の大幅引上げを通じ、賃金・経済・物価を安定した巡航軌道に乗せていくことが、今我が国が取るべきベストなシナリオであると主張し、中期的には、一般労働者の賃金中央値の 6 割水準を重視しながら、継続的な引上げを行う必要があるとしています。また、地域間額差についてより強いメッセージを示すべきで、指定日発効とする場合は、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等に明記し説明責任を果たすべきとし、最低賃金制度とは関係のない他制度の課題を発効日を遅らせて解消しようとすることは誤りであり、抜本的な制度改善で対応することが本筋だと主張しています。また、最低賃金の引上げと雇用維持は相反せず、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小・零細事業所において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張し、通常の事業の賃金支払能力とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない点を述べ、労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明したとあります。

次に、「3 使用者側見解」として、使用者側委員は、物価の上昇幅は昨年より緩やかであるが引き続き上昇局面にあり、大幅な賃上げの流れが継続していることを踏まえれば、

最低賃金を一定程度引き上げる必要性は十分理解すると述べ、個々の中小企業・小規模事業者を含めた企業の賃金支払能力を十分に踏まえた慎重な判断が不可欠と主張し、物価上昇や中東情勢の影響により増加したコスト、最低賃金を含む人件費の増加分を十分に価格転嫁できず厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者が多いことを踏まえる必要があるとしています。また、特に、中東情勢により、コストの増加に苦慮する企業が多いことに留意が必要で、法定3要素のうち通常の事業の賃金支払能力に着目しながら、3要素を総合的に表す賃金改定状況調査の結果、特に第4表の賃金上昇率に着目するとの基本的な考え方は今年度も堅持するとし、その上で、中東情勢の影響や価格転嫁の状況等を含め、事業の持続的発展と雇用維持の観点から、公労使三者構成の枠組みによる3要素に関するデータをバランス良く丁寧に確認しながら十分議論を尽くし、全国の企業経営者にとって納得感のある目安を示すことが目安に関する小委員会の社会的な役割であるとしています。また、発効日を引上げ額との間で過度に交渉材料とすることなく、労働者の生活や企業経営に与える影響、各地域における様々な地域の事情を考慮しながら、当該地域の公労使委員間で十分に議論することが重要であるとしています。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明したとあります。

次に、「4意見の不一致」について、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったとあります。

以上、簡潔ですが、目安伝達の説明とさせていただきます。

〔両角部会長〕 ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問はありますでしょうか。

〔寺山委員〕 よろしいでしょうか。労使ともに公益委員見解について不満の意を表明したのは、労使ともに目安について納得されていないという理解でよろしいですか。

〔三鍋賃金室長〕 改正額の一致には至らなかったということです。

〔寺山委員〕 中賃の小委員会が一番大きな命題というのが、冒頭の中にもありましたが全国のバランスをみて目安を示していただくということで、重要な数字になると思っています。最後によく分からない表現があったので質問いたしました。

もう一点、中賃の目安の中で、昨年の課題の一つである発効日についてですが、10月1日から遅いところで3月31日であり、地方での課題とされました。それに対しては目安の額だけではなく、発効日についての目安の期間は示されなかったということでしょうか。

〔三鍋賃金室長〕 具体的な発効日についての記載はありません。

〔寺山委員〕 分かりました。

〔両角部会長〕 ほかにはありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議事 2 の労使各側の基本的主張に入ります。

これより労使各側から、今年度の地域別最低賃金改定に係る基本的主張をお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いします。

〔石田委員〕 私のほうから労働者側の基本的主張をコメントさせていただきます。

今年度の審議に対する基本的な考え方として、先ほどビデオメッセージでもありましたが、中央最低賃金審議会が令和 8 年度の地域別最低賃金の改定の引上げ額の目安の審議において、A ランク 54 円、B ランク・C ランク 56 円を示しました。過去 2 番目に大きい引上げ幅となった今回の結果については、3 要素のほかには地域間格差、政府支援策等の論点を含めて、幅広く建設的に議論が行われたことによるものと認識をしています。

今年度の最低賃金の引上げには、すでに切実な声も県民の皆さんから寄せられておりまして、本審議に向けられる注目度が非常に大きいと思います。その背景には、あらゆる生活必需品の価格が上昇し続けている状況があります。家計負担がさらに大きくなる中で、生活不安・将来不安も増していると言えます。また、連合総研が公表する「勤労者短観 2026 年 6 月」に発表していますが、1 年前と比較した暮らし向きという点では、世帯収入の低い層ほど悪化していると感じる割合が高くなっているもので、支出を切り詰めて生活を送る現状が明らかになっています。

最低賃金法第 1 条には賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするとありますので、この目的を果たすべく最低賃金近傍で働く人々の暮らしに寄り添った議論により結論を見出したいと考えます。については取り巻く環境を踏まえて、労働者を代表する立場から次の具体的な主張点をもって富山県最低賃金の引上げ改定にあたってまいりたいと思います。

具体的な主張点の一つ目が、最低賃金近傍の賃金水準で働く者の生活の改善を図らなければならないという点です。中東情勢による原油高、また円安による輸入コストの上昇などから物価高騰の厳しい局面が続いております。その影響は企業経営のみならず、県民生活にも大きく及んでおり、とりわけ最低賃金近傍で働く者の暮らしが一段と厳しさを増していると考えています。最低賃金は働く者・生活者のセーフティネット機能を果たすとともに暮らしの安心・安定が見込まれる絶対水準の確保を図る引上げが必要であります。絶対額として最低生計費を賄うものにはなっていないと考えます。連合では労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準、リビングウェイズを都道府県別に試算しています。昨年の再調査にて算出した富山県のリビングウェイズは、単身世帯で時間額 1,150 円、自動車保有の場合は時間額 1,470 円としており、現行の最低賃金額はそれを下回っております。この現状を踏まえて生活ができる賃金水準の到達に向けて引上げが不可欠だと考えます。

二つ目が本年の賃上げは昨年に引き続き高水準で推移しているのとらえていますので、最低賃金にも大幅な引上げが欠かせないと考えます。今年の春季生活闘争、連合の賃上げについては昨年に続き 5 % を超える水準で推移しています。7 月 8 日に行った最新の集計

では、定期昇給とベースアップを含めて県内全体の加重平均は、1万4,548円、時間額換算すると88.7円、高水準な賃上げが継続する結果となっております。また99人以下の規模区分では加重平均で1万1,842円、時間額換算で72.2円と昨年同時期を額で994円上回り、賃上げの規模間格差の拡大を食い止めるような結果も見られていると考えております。加えて、有期短時間契約等労働者の賃上げについては、時給ベースで75.01円、これは連合の集計によるものですが、賃上げの裾野が着実に広がっているとの認識でもあります。これら春闘の集計結果は、県内労働者の本年春以降の賃金動向を把握するに重要な高要素となり得るものと考えておりますので、高水準かつ継続した賃上げ状況は本年の最低賃金の改定に反映させるべきだと考えます。

三つめが地域間格差の是正を進めるべき点です。地域別最低賃金の金額改正には、地域間額差の是正に向けた自主性の発揮を標榜したいと考えます。特に都市部との金額差が埋まらなければ、労働力の流出とともに地域の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけることが懸念されます。まずは全国加重平均との額差の是正に向けて共通認識を図り、水準引上げを着実に進めたいと考えます。

最後に四つ目ですが、中小企業・小規模事業者における賃上げの実現性をさらに高める環境整備が必要であるという点です。企業業績については、財務省が令和8年6月1日に公表した四半期別法人企業統計によると、令和8年1～3月期の経常利益は対前年同期比で14.6%増と高い水準となっており、製造業中心に企業の経常利益は好調に推移しております。加えて令和8年6月1日に富山県が報告している県内経済情勢では、生産については一部に弱い動きが見られ、横ばいとなっている、雇用情勢は持ち直しの動きが見られる、設備投資は増加している、公共投資は前年を上回っているなどとし、景気は一部に弱い動きが見られ横ばいとなっているとしております。企業経営を取り巻く環境は業況の厳しい産業や企業があるものの、総じて前年から大きく悪化している状況にはないととらえています。一方、中小企業・小規模事業者において賃上げの実現性をさらに高めるためには、より広範な支払能力の改善、底上げが重要であり、その環境整備を一層進める必要があります。賃上げ環境整備に向けた各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度の拡充と利活用の推進等について、関係者が連携・協力し働きかけを一層強めていく必要があると考えます。

以上の視点から今年度の審議に当たってまいりたいと思いますが、公益側そして使用者側の委員の皆様と議論を尽くして、生活を支える富山県の最低賃金のあるべき水準への引上げ改定を目指していきたいと考えております。

以上です。

〔両角部会長〕 ありがとうございました。

続きまして、使用者側からお願いします。

〔寺山委員〕 それでは、私の方から使用者側を代表いたしまして令和8年度の富山県地域別最低賃金改定に向けた基本的主張を述べさせていただきます。

私たち事業者は、働く方々の生活向上や労働力確保の重要性を重々承知しており、足元の物価上昇や人材確保・定着の観点からも最低賃金の引上げの必要性、さらには最低賃金

の地域間格差の是正の観点も踏まえた検討を求められていることも認識しています。

しかしながら、すべての企業に例外なく、かつ、罰則付きで提供される最低賃金・セーフティネットの引上げは、春季労使交渉の各企業の企業努力、経営判断による賃金引上げとは、意味合いが全く異なります。

最低賃金の引上げは、企業の事業継続と雇用維持が担保されて初めて成立するものであり、日本海側屈指のモノづくり県である本県ですが、足元の中小・小規模事業者が置かれている経営環境は、歴史的な高コスト構造と価格転嫁難、そして急増する倒産懸念など、極めて深刻な局面に直面しています。

一部の大企業や都市部の好業績のみに目を奪われることなく、県内事業者の大部分を占める中小・零細企業の切実なデータと実情に目を配った慎重な御議論を今年度もお願いしたいと思っています。

最初に、7月21日に閣議決定した、いわゆる骨太の方針について過去と比較してみます。

最低賃金に関する項目は、昨年の2025年版では、2020年代に全国平均1,500円を政策目標として出されましたが、本年2026年ではその実現困難さを踏まえ、達成時期を遅くとも2030年代前半とされました。ただし2025年版も踏まえつつ努力をすることとなっています。そして、本年度は1,500円を達成する目標時期が事実上昨年より後ろ倒しとなりました。企業経営者にとって、毎年この最低賃金の政策目標が大きく変わることは、経営の予見性が失われ、設備投資を含めて混乱を招き、戸惑う点があります。

次に、中賃の富山県Bランク引上げ目安額56円に関しては、中賃で全国のバランスを熟慮され、また、昨年度と本年度の各種データに基づき丁寧に議論を重ねられた結果と受け止めています。引上げ額の決定にあたっては、3要素の中でも昨年までは生活必需品も含め急激な物価上昇から、生計費に重きを置かなければならない局面でしたが、本年度は中東情勢を含めて、3要素の生計費・賃金・支払能力の中で、本年度は生計費よりも支払能力に重点を置く局面になると思います。その結果、中賃で労使ともに不満の意を表明した引上げの目安が地方に託されたと思います。

この中賃の目安額は、あくまで目安の位置付けとされ、地方審議会の真摯な議論を拘束するものではなく、目安を上回ることもあれば、下回ることも場合によってはあると述べられています。実際には、目安については、最低賃金の下限値との皆さんの御理解でこの後の審議が進んでいくと思います。

もう一つは、資本主義社会であることから企業は倒すか倒されるかの戦争をしているわけですが。その中でどう労働者を守りながら事業を継続していくかとなると、やはり目安は出ましたが、どうしても準備期間の関係でまた発効日が遅れる県も出てくるかもしれません。これについて、中央でバランスをとって、発効日の目安をお示しいただければと思います。今回は残念ながらありませんでした。

次に県内企業を取り巻くコスト高の構造についてお話しします。

企業物価指数は高止まりしています。そして消費者物価指数もプラスに転じていますが、企業物価指数と消費者物価指数を対比しますと、昨年は明らかに消費者物価指数が上回っていました。今年度はすでに企業物価指数が消費者物価指数を上回っています。企業物価指数は先行指数で後ほど反映されますが、昨年の消費者物価指数は富山市で3.5%に対して、今年の5月は富山市で2.0%、全国は1.5%と落ち着きを見せております。一方の企業

物価指数はそれを上回る水準で高止まりしていて、今年度の対前年比は2月が+2.1%、3月+2.9%、4月が+5.4%、5月が+6.6%、6月が+7.1%と上がり方が急になっています。

特に輸入物価は、6月で前年比+29.7%と原材料やエネルギーコストが受入れ段階でものすごい勢いで上がっている状況です。

コストが、販売価格を圧迫し、企業の利益率、粗利を極限まで削り取っています。また、中東問題の緊迫化に伴う原油・天然ガスの価格再高騰並びに円安の定着は、エネルギー消費量の多い製造業比率が高い富山県としては、電気代や燃料費の高騰、さらには物流コストの上昇などの影響は、事業者が自力で回避出来ない外部要因であり、すでに吸収の限界を超えています。

この様なコストが上昇した分を取引価格へ価格転嫁できれば賃上げの原資が生まれますが、実態は極めて厳しい状況です。

経済産業省・中小企業庁の6月26日公表のフォローアップ調査によると、中小企業の平均価格転嫁率は54.2%に留まっています。コスト上昇分の約半分を企業が自社で持ち出し、出血を強いられています。特に深刻なのはコスト要素別の転嫁状況です。原材料費はまだ良いですが、労務費の転嫁率は50.0%、エネルギー費に至っては48.9%に過ぎません。

発注元への労務費転嫁が進まない中で最低賃金のみを強制的に引き上げれば、県内の中小・下請け事業者は利益を削るどころか、手元資金を切り崩して賃金を支払うしかなく、事業存続そのものが危ぶまれると危惧しています。

続いて企業収益ですが、内閣府と財務省が共同で行なっている6月1日公表の法人企業景気予測調査を見ると、2026年度の経常利益の見通しは、全規模の製造業で4～6月期で前年比▲4.7%、前期1～3月期調査の▲3.9%から▲4.7%と下方修正されています。原油高の影響が、年度を通じて企業収益を押し下げる要因となっています。

そして7月1日公表の日銀短観6月の調査ですが、大企業の製造業は8年振りの高い水準になった一方、中小企業は製造業が+9、非製造業が+15に留まり、大企業との差が広がったままと言えます。

しかも3か月後の先行きを見ますと中小企業全体で+13から+6と7ポイントも下がる見込みになっています。中小企業の間ではこの先の景気に対する警戒感がかなり強いことが伺えます。

さらには、日銀富山事務所の7月1日発表の県内企業短観でも、6月調査では景況判断D.I.は全産業で大幅な改善はみられず、先行きは慎重に見ています。中小企業の業況判断D.I.でも全産業D.I.は▲23.5と全国同様大きくマイナス値であります。

これら景況調査を見ても明らかなのは、大企業・輸出関連と地方の中小・小規模事業者との二極化が著しく進んでいます。

半導体関連など一部の分野で好調さが伝えられる一方で、県内大半を占める建設業、小売り・飲食業、生活関連サービス業、中小金属加工業などの景況感はマイナス圏で推移し、営業利益が悪化しています。

全国平均や一部大企業の好決算を理由とした一律の大幅引上げは、体力の乏しい県内産業の経営基盤を根本から揺るがすことになります。

次に、現在の富山県の雇用情勢を見ますと、有効求人倍率は5月末時点で1.46と高い水準を維持していますが、これは景気拡大による攻めの求人ではなく、深刻な人手不足によ

る防衛的な求人です。

中小企業が行ってきた賃上げは、業績向上に基づく成果ではなく、他社や離職による人材流出を防ぐためのやむを得ない防衛的賃上げであり、すでに企業体力を削り切った状態ともいえ、これ以上の法的・義務的コストアップには耐えられないことは倒産件数にも表れています。

東京商工リサーチのデータによると 2026 年上半期の全国企業倒産件数は、5 年連続で増加し、前年同期比で 5,346 件と 12 年振りの高水準を記録しています。富山県内においても帝国データバンク富山支店の調査では、県内で 1 年以内に倒産する確率が高いとされる企業が 1,558 社、倒産予測値可能企業全体の 9.6%に及んでおり、前年より 65 社増え、2 年連続で増加しています。県内倒産の原因のほとんどが販売不振であり、物価高・人手不足による人件費の上昇、金利の高止まり、それに加えてコロナ関連融資の返済が本格化してきたことも重なり、特に小規模な事業者ほど、資金繰りが厳しくなっているのが実情です。物価高倒産に加え、人件費の上昇に耐えきれなくなる人手不足・人件費高騰倒産の発生が現実のリスクとなって数字にも表れています。

今、無理な引上げを強行すれば、事業継続を断念する倒産や自主廃業を急増させ、結果として労使共通である雇用維持と事業継続が出来なくなるという最も避けるべき事態を増やすことになります。

以上、富山県内の中小・小規模事業者は、価格転嫁が進まない中での原材料高・エネルギー高・人件費高という三重苦の中で必死に雇用を繋ぎ止めています。

私たち使用者側は、労働者の皆様の生活安定の重要性を否定するものではありません。しかし、企業が存続してこそ初めて雇用が守られ、富山県の地域経済が維持できるのも事実であり、公労の委員の皆様におかれましては、先ほどのデータと現場の声を重く受け止めていただき、県内の実情に即した極めて慎重かつ現実的な改正額の設定を行っていただくようお願い申し上げます。

繰り返しとなりますが、我々使用者側は、最低賃金引上げに反対しているわけではありません。労使共通である雇用維持と事業継続を未来に繋ぐためにも、急激な最賃引上げは労使ともにリスクが大きいと思います。

本年度の使用者側の方針として、最低賃金法第 9 条に明記されている地域別最低賃金の決定基準である 3 要素について、その状況を総合的に示す賃金改定状況調査、特に第 4 表の賃金上昇率を重視した慎重な審議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

使用者側からは以上です。

〔両角部会長〕 ありがとうございます。労使双方から基本的主張をお伺いしました。双方の主張をまとめさせていただきます。

まず、労働者側からの主張については、大きく 4 点御説明をいただきました。

一つ目は、最低賃金近傍で働く労働者の生活水準を考えたときに、現状の最低賃金では十分に生活水準の確保に至っていないとのことでした。特に富山県のリビングウェイジで計算される時給額と比較すると、まだまだ最低賃金の額では不足している状況とのことでした。

二つ目は、現在直近の賃上げの状況を御紹介いただきました。連合や他の様々なデータを見ると高い水準での賃上げがすでに観察されており、その状況を踏まえて審議に当たりたいとのことでした。

三つ目は、地域間格差のお話でした。都市部との差が埋まらない状況が続いてしまうと、人材の流出問題、事業の継続への影響等がありますので、やはり全国の加重平均との額差についても重視してほしいという御主張でした。

四つ目は、賃上げのための環境整備の重要性です。賃上げを実現するためには企業の支払能力を高めるような施策や制度の活用が重要で、この部分を重視し進めていくことを強く御主張されたと思います。

次に、使用者側からの基本的主張についてまとめさせていただきます。

最初の御主張として挙げたのは、企業側としては現在高コストに直面していること、しかも価格転嫁は難しく、厳しい状況にあるとのことでした。

5点ほど様々な観点での御主張がありました。

まず、政府の骨太方針についてです。最低賃金の上げ幅についての政府目標が年によって変わってしまうこと、政策を立案している政府の見解が変わることは、企業側としては混乱の原因となるとの御主張でした。

次に、中賃の考え方・スタンスについてです。3要素が基本軸にありますが、審議において重視する点は、その年によって変わる部分で、昨年は生活費重視だったが、今年度は中東情勢等の非常に深刻な情勢もあるので、やはり支払能力の部分を重視する必要があるとの御主張でした。

それから中賃については、発効日に関しても目安があるほうが良いという御説明もありました。

続いて、県内の企業に関して実際にデータを御紹介いただき、状況の御説明をいただきました。非常に分かりやすいデータとして企業物価指数を挙げていただいており、深刻になっている企業物価指数の状況から、企業がコスト増に実際に直面していることを示していただいています。

一方で、価格転嫁についての調査も御紹介がありました。そのデータから価格転嫁が進んでいないことが明らかになっています。このような状況なので、それぞれの企業が価格転嫁できない部分を持ち出しで対応する形となり、それが利益の減少やあるいは手元資本を削ることで影響しているとのことでした。

企業収益についての御説明もありました。様々な短観や将来の業況に対する見通しの実際のデータもあります。そのデータを基に、特に輸出関係の大企業・中小企業で業況見通しが二極化している御主張もありました。好調な企業とそういう状況にない企業を一律で考えるのは無理があるとのことでした。

最後に富山の雇用情勢についてです。富山に関して防衛的な賃上げが起きていて、決して賃上げは業況が好調だから出来ているのではなく、人材の他社への流出または他県への流出を防ぐ意味で賃上げが起きているとのことでした。

また、倒産件数について、数字で見ると5年ほど上昇傾向にあるとのことで、最終的には企業の存続は雇用の継続に繋がるので、企業側の現状を審議の際に考慮していただきたいという内容でした。

私のほうで、双方の主張をまとめさせていただきました。このような主張がなされたと認識しておりますが、よろしいでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、今ほどの基本的主張を踏まえて、全体で意見交換を行いたいと存じます。基本的主張に加えて、景気状況、経営環境、賃金水準の動向等、御意見、補足などありましたら、お話しいただければと思います。

まず、労働者側から伺います。

大森委員、いかがでしょうか。

〔大森委員〕 補足はありません。

〔両角部会長〕 黒川委員、いかがでしょうか。

〔黒川委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 最後に石田委員、追加で何かございますか。

〔石田委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 次に使用者側に伺います。

野中委員、いかがでしょうか。

〔野中委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 最後に寺山委員、追加で何かございますか。

〔寺山委員〕 ありません。

〔両角部会長〕 労使各側の基本的主張をお聞きしましたので、これから金額審議に入ります。

このまま全体場で審議してよろしいですか。それとも、個別にお話をお伺いしますか。

〔労使各側委員〕 個別をお願いします。

〔両角部会長〕 それでは、二者審議に入ります。

今年度の二者審議の進め方ですが、20分を一つの区切りとして、労使入れ替わり、御意見を伺いたいと思います。

もちろん、時間だけ見て御意見を途中で遮ることはありませんが、労働者代表委員と使

用者代表委員の意見交換を重ねることも一つ重要なことと考えていますので、よろしくお願いします。

まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

また、ここからは非公開となります。傍聴の方は御退出をお願いします。

(傍聴人退室)

(二者審議)

(傍聴人入室)

〔山田賃金室長補佐〕 部会長、部会再開をお願いします。

〔両角部会長〕 本日は労使各側から御主張を伺いましたが、双方の主張にはまだ隔たりがございます。しかしながら、まだ調整の余地もあるように思われますので、第3回の専門部会を開催して再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔労使各側委員〕 異議なし。

〔両角部会長〕 それでは、次回は、8月3日（月）午後2時00分から、この会場で部会を開催し、再度審議を行いたいと存じます。

次回は全会一致で結論が得られますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、石田委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人をお願いします。

以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。